

〈都市総務課建設業・不動産業室〉  
建設業等の閲覧所の運営方法について

令和5年11月8日以降の都市総務課建設業・不動産業室の閲覧所の運営については、今後別紙のとおりとします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 建設業閲覧所  
(経営規模等評価申請等の結果の閲覧を含む)
- 解体工事業者登録簿閲覧所
- 浄化槽工事業者登録簿閲覧所

閲覧所の円滑な運営のため、以下のとおり変更します。

R5.11.8～ 都市総務課建設業・不動産業室内閲覧所（自治センター2階）

	予 約 席	フ リ ー 席
席数	7	1
閲覧時間 および 回数制限	1時間（入れ替え制） <u>※おひとり1日1時間まで</u> 時間帯 ① 午前9時30分～午前10時30分 ② 午前10時35分～午前11時35分 ③ 午後1時00分～午後2時00分 ④ 午後2時05分～午後3時05分 ⑤ 午後3時10分～午後4時10分	原則30分 <u>※おひとり1日1回まで</u> ※左記の時間枠の中でののご案内となります。
予約方法	<b>【電話予約不可】</b> 閲覧所にお越しいただき、予約簿にご記入ください。時間になりましたら、閲覧所にお入りいただきます。閲覧所にて翌日分の予約も承っております。	予約不要
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>予約席とフリー席の併用はできません。</b></li> <li>・ 予約時間まで当課室内でお待ちいただくことはできません。</li> <li>・ フリー席が混雑している場合は、番号札をお渡ししますので、番号札に記載のお時間になりましたらご着席ください。</li> </ul>	

問い合わせ先 都市総務課建設業・不動産業室  
 （建設業第二グループ）  
 電話 052-954-6503（ダイヤル）